

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年1月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000187 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000041 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 6 月 24 日の標準賞与額 10 万 7,000 円については、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 6 月 24 日

私が A 社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中であつた請求期間に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録は保険給付の計算の基礎とならない記録になっているので、当該標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者に係る賃金台帳、同社の回答及び年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成 23 年 * 月 * 日から平成 24 年 * 月 * 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 6 月 26 日に提出したことから、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があつた場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、同法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳

等において確認できる賞与額から 10 万 7,000 円とし、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000213 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000042 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 27 年 3 月 21 日から平成 26 年 1 月 6 日に訂正し、同年 1 月から平成 27 年 2 月までの標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

平成 26 年 1 月 6 日から平成 27 年 3 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 1 月 6 日から平成 27 年 3 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における標準賞与額を平成 26 年 7 月 25 日は 9 万 6,000 円、同年 12 月 29 日は 9 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 25 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 7 月 25 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 社における平成 26 年 7 月 25 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 26 年 7 月 25 日及び同年 12 月 29 日の訂正後の標準賞与額（上記 2 の厚生年金特例法に基づく標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求者の A 社における平成 27 年 3 月 21 日から平成 28 年 6 月 21 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、14 万 2,000 円から 15 万円とすることが必要である。

平成 27 年 3 月から平成 28 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月から平成 28 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 1 月 6 日から平成 27 年 3 月 21 日まで
② 平成 26 年 7 月 25 日
③ 平成 26 年 12 月 29 日
④ 平成 27 年 3 月 21 日から平成 28 年 6 月 21 日まで

平成 26 年 1 月 6 日から A 社で勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成 27 年 3 月 21 日となっており、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録並びに請求期間②及び③に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

また、請求期間④に係る標準報酬月額記録が、実際に支給されていた給与より低い額で記録されている。

請求期間①から④までに係る明細書等の資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録並びに請求者が提出した給与支払明細書及び源泉徴収票により、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表 1 のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 26 年 1 月 6 日から平成 27 年 3 月 21 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると陳述しているが、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届における資格取得年月日が平成 27 年 3 月 21 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②及び③について、請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表2の第1欄のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると陳述しているが、上記資格取得届における資格取得年月日が平成27年3月21日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②及び③について、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、請求者のA社における当該期間の標準賞与額を別表2の第2欄のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間②及び③の訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間④について、請求者が提出した給与支払明細書から、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準報酬月額については、上記給与支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると陳述しているが、上記資格取得届（資格取得年月日を平成27年3月21日とするもの）に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該資格取得届が提出されたことが確認できる上、年金事務所は、請求者の平成27年度の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）は未提出であるため職権による処理を行った旨を回答していることから、事業主は当該年度に係る算定基礎届を提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間④に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000213 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000042 号

別表 1 【請求期間①及び④】

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 26 年 1 月 6 日から 平成 27 年 3 月 21 日まで	—	15 万円
④	平成 27 年 3 月 21 日から 平成 28 年 6 月 21 日まで	14 万 2,000 円	15 万円

別表 2 【請求期間②及び③】

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準賞与額
②	平成 26 年 7 月 25 日	9 万 6,000 円	10 万円
③	平成 26 年 12 月 29 日	9 万 5,000 円	10 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準賞与額として記録し、第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000199 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000008 号

第 1 結論

昭和 56 年*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間及び昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年*月から昭和 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、婚姻後、同居の義母に、「国民年金は 20 歳から加入しないといけない。」と言われたため、遡って加入手続を行い、国民年金保険料については、義母若しくは自分が金融機関等で、夫と義母の保険料と一緒に納付したのに、請求期間①及び②について未納期間となっている。当時の同居家族は納付済みの記録であり、私だけ未納の記録となっているのは納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、i) 請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿により、請求者の国民年金被保険者資格取得日（昭和 56 年*月*日）に係る届出が受け付けられたのは、昭和 61 年 5 月 6 日であること、ii) 請求者の当該資格取得日に係る処理日は昭和 61 年 6 月 14 日であることから判断すると、請求者は、昭和 61 年 5 月頃に 20 歳に遡って国民年金に加入したことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間①に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、請求者の夫は、請求期間②に係る国民年金保険料を昭和 60 年 6 月 13 日から昭和 61 年 3 月 12 日までの間に現年度納付していることが確認できる一方で、上述のとおり、請求者の加入手続時期は昭和 61 年 5 月頃であることから、請求者は、請求期間②において、請求者の夫と一緒に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る保険料の納付時期等を具体的に記憶し

ておらず、当該期間に係る保険料納付を行っていたとする請求者の義母及び一緒に納付していたとする請求者の夫は既に死亡している上、請求者が、当該期間の保険料を納付したと主張するA市B区及び複数の金融機関は、いずれも保存期間経過により保険料納付について確認できる資料を保管していない旨の回答をしており、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、前述の国民年金被保険者名簿によれば、請求期間①及び②に係る保険料が納付された記録は確認できず、当該記録はオンライン記録と一致している上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構C事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者の氏名は無く、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000188 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000040 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 8 月 31 日まで A 事業所に勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 8 月 1 日と記録されているので、調査の上、資格喪失日を同年 9 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、同事業所は、昭和 53 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所の事業主は既に死亡していることから、請求期間当時、同事業所の職務に従事していた事業主の妻に照会したところ、当該事業主の妻は、「請求者を覚えているが、請求者の退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無並びに A 事業所の廃業日を覚えていない。」旨を回答しており、請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

また、請求者は、「A 事業所が廃業したことにより、昭和 53 年 9 月 1 日に同事業所の販売区域を B 事業所と C 事業所が引き継いだ。」旨を主張しているところ、D 県内の E 事業に係る記録を保管している F 社は、「A 事業所の廃業日は昭和 53 年 7 月 31 日であり、B 事業所及び C 事業所が同事業所の販売区域を引き継いだ日は同年 8 月 1 日である。」旨を回答している。

さらに、請求者が同じ日に A 事業所を退職した者として名前を挙げた同僚は、「私の A 事業所における退職日は昭和 53 年 7 月 31 日であり、次の事業所には同年 8 月 1 日から勤務した。」旨を回答しており、当該同僚の年金記録から、昭和 53 年 8 月 1 日に A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に別事業所で同被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、i) 同被保険者資格喪失日は昭和 53 年 8 月 1 日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致していること、ii) 請求者の健康保険被保険者証の返納日は同年 8 月 4 日と記載されていることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。